

過誤徴収の法律問題

（公営住宅使用料の場合）

市町村で公営住宅使用料を長年にわたり過大徴収してきたことが明らかになつたとき、返還義務の法的根柢の違いによる還付加算金の利率や消滅時効などにどのような違いが生じるのでしょうか。速やかに問題を解決するためには、法律の知識が不可欠です。今回は公営住宅の管理業務を担当しているA町建設課長と弁護士によるQ&A方式での対応を考えてみたいと思います。

A町建設課長Bさん　当課はA町の公営住宅管理業務を担当しているのですが、同居人の人數把握などについてシステム入力のミスがあることが判明し、多数の住宅で、長年にわたって、誤って住宅使用料を過大に徴収してきたことが明らかになり、その対応に頭を痛めているところです（注1）。

譲りて徵収した分については、入居者に返還しなければならぬ、とは考成

しているのですが、返還義務の法的根拠はどうなるのでしょうか？

構成する場合（注2）②国家賠償法上の損害賠償義務として構成する場

Bさん
国家賠償法上の損害賠償義務

ただし、明が時効を援用しなければ時効消滅は認められません。国家賠償法構成ですと、国家賠償法第四

弁護士 消滅時效について遠いかあります。不当利得構成ですと、返還義務は、民法第一六七条一項により一年間で消滅します。

合—が挙げられます（注3）。

務として構成する場合には、具体的に

Bさん それぞれどのような違いがあるのでしょうか?

弁護士 どうなるのでしょうか?

弁護士 まず、還付加算金（遅延利
息）の利率に違いがあります（注4）。

に生じた損害と捉えることになります。

不当利得構成ですと、返還の対象となる不当利得は、誤って過大に徴収

民法の規定が適用されて民法第四〇四条により、年五分の割合となります。

された使用料（地方自治法第二三一
条の三第四項・同一項の「歳入」）そ

Bさん その他の違いは？
弁護士 消滅時効について違いがあり

のものであるため、その還付については、

務は、民法第一六七条一項により一
ます。不当利得構成ですと、返還義

の二が適用され、原則である七・三%のまい、なま。の特別な比率合ひをまつ

○年間で消滅します。

Profile



佐々木 泉顯（ささき・もとあき）

札幌市中央区大通西11丁目大通藤井ビル6階
弁護士法人佐々木総合法律事務所
TEL011-261-8455 FAX011-261-9188
・北海道町村会顧問
一般社団法人札幌市医師会顧問
・北海道教委員会顧問

条及び民法第七二四条により、入居者が過誤徴収の事実を知った日から三年間か、または各々の過誤徴収の時点から二〇年間となります。(注6)

したがって、不当利得構成の場合には、過誤徴収の時点から二〇年間の時効消滅期間が経過していることになります。ただし、国家賠償法構成の場合には、まだ、時効期間が経過していない場合があり得ることになります。

Bさん 町はどうちらの法的構成を選択すべきなのでしょうか?

弁護士 一般に過誤徴収の場合の返還義務の法的根拠としては、不当利得構成が最も実態に合致するものではあります。が、どちらか一方のみしか主張できない選択的なものではなく、併存するものですので、どちらの法的構成も同時に成立立とを考えられます。

Bさん 安堵しました。町としては入居者の方には大変申し訳なく思つておりますので、支出根拠は民法第七二三条の不当利得とした上で、還付加算金は、地方税法に従つことにしながらも、町の帰責性が高いことから、徴収の日から二〇年遡つて支払うことにしておきたいと考えております。ところで、担当職員については賠償責任を追及することは認められるのでしょうか?

解説

弁護士 もともと、受領する権限がなかった使用料を返還するだけのことですから、過誤納金の返還については、損害と認定することはできません。

また、還付加算金についても受け取った金員に利息を付すことが直ちに損害とは考えにくいので、仮に担当職員に重過失があったとしても、この場合には賠償責任を追及するのは難しいと思います。(注7)。

Bさん 過誤納金の返還については、町は新たに要綱を作成すべきなのでしょうか?

弁護士 必要不可欠ではありませんが、返還金支出の根拠、返還金の対象者、返還加算金率、期間等について明確にするためには、きちんと要綱を作成することが望ましいと考えられます。(注8)。

張さんは大変申し訳なく思つてお

りますので、支出根拠は民法第七二

三条の不当利得とした上で、還付加

算金は、地方税法に従つことにしなが

ら、町の帰責性が高いことから、徴

収の日から二〇年遡つて支払うこと

にしておきました。ところで、

担当職員については賠償責任を追及す

ることは認められるのでしょうか?

数の職員によりチェックするなどの対策が必要である。

法2 A町は、正当な根拠が無いにもかかわらず、住宅使用料を譲つて多く徴収していることから、過大徴収された部分について、法

律上の原因無く利得を得たとして、民法第七二三条の不当利得返還義務を負うとする考え方である。

法3 過誤徴収が発生した原因は、担当職員が、住宅の基礎データの入力ミスによつて、住宅使用料の過誤徴収をして、入居者に損害を与えていたと評価できるため、国家賠償法

第一項の損害賠償責任を負うという構成である。この場合の損害は、過大徴収された使用料分の金額となる。

法4 利率もさることながら、利息の発生時期についても差異が生じる。不当利得構成によれば、還付の対象となる不当利得は、誤つて过大に徴収された使用料そのものであるため、その還付については、地方税法第一七条の四によつて、過誤納付があつた日の翌日から利息が発生することになるが、国家賠償法構成では、民法の不法行為と同じく、過誤納付があつた日を初日として利息が発生することになる。

法5 不当利得返還義務の原則どおり、利率については、民法第四〇四条を適用して年五分の割合とする考えもあり得る。

法6 「一〇年間」「三年間」は、権利行使することができる時から個別的に算定する消滅時効である。

法7 地方自治法第一四三条の一には、会計職員の賠償責任について、経過失の場合を除外

しているが、それ以外の賠償については除外請求権は消滅する。

法8 地方自治法第一四三条の二には、会計職員に故意又は重大過失が存在する場合に限り賠償を求めることができることになる。

たゞ、国家賠償法構成をとった場合には、求償が職員に故意又は重大過失が存在する場合に限定されることのバランスや、本件の場合には、そもそも損害を観念することが難いので、賠償請求は難しいと考える。

法9 不当利得構成をとらなければ、遡つて支払期間を一〇年とする場合には要綱を作成しておくことが必要と考える。

注1 最近、固定資産税や本件のような公営住宅使用料の過誤徴収の事案が増大している。原因の多くは基礎データの入力ミスなどによるものであるが、担当者一人では気付かない場合が多いことから、組織体制として複数の職員によりチェックするなどの対策が必要である。

法2 A町は、正当な根拠が無いにもかかわらず、住宅使用料を譲つて多く徴収していることから、過大徴収された部分について、法律上の原因無く利得を得たとして、民法第七二三条の不当利得返還義務を負うとする考え方である。

法3 過誤徴収が発生した原因は、担当職員が、住宅の基礎データの入力ミスによつて、住宅使用料の過誤徴収をして、入居者に損害を与えていたと評価できるため、国家賠償法第一項の損害賠償責任を負うという構成である。この場合の損害は、過大徴収された使用料分の金額となる。

法4 利率もさることながら、利息の発生時期についても差異が生じる。不当利得構成によれば、還付の対象となる不当利得は、誤つて过大に徴収された使用料そのものであるため、その還付については、地方税法第一七条の四によつて、過誤納付があつた日の翌日から利息が発生することになるが、国家賠償法構成では、民法の不法行為と同じく、過誤納付があつた日を初日として利息が発生することになる。

法5 不当利得返還義務の原則どおり、利率については、民法第四〇四条を適用して年五分の割合とする考えもあり得る。

法6 「一〇年間」「三年間」は、権利行使することができる時から個別的に算定する消滅時効である。

法7 地方自治法第一四三条の一には、会計職員の賠償責任について、経過失の場合を除外

しているが、それ以外の賠償については除外請求権は消滅する。

法8 地方自治法第一四三条の二には、会計職員に故意又は重大過失が存在する場合に限り賠償を求めることができることになる。

たゞ、国家賠償法構成をとった場合には、求償が職員に故意又は重大過失が存在する場合に限定されることのバランスや、本件の場合には、そもそも損害を観念することが難いので、賠償請求は難しいと考える。

法9 不当利得構成をとらなければ、遡つて支払期間を一〇年とする場合には要綱を作成しておくことが必要と考える。